

職員保護が欠かせぬカスハラ対策 医療と事務対応の切り離しが重要

医師の説明や看護師の対応等に対し、執拗に説明を求め、無理な要求を繰り返すクレームの対応に苦慮する医療機関は少なくない。そうした中、今年6月に労働施策総合推進法が改正され、カスタマーハラスメント（カスハラ）対策の強化が盛り込まれた。医療機関にとっては悪質なペイシエントハラスメントの抑止にも繋がるかと期待する関係者も多いが、応召義務との兼ね合いに不安を抱く声も聞かれる。9月17日の「日本の医療の未来を考える会」では、医療の法務に詳しく、本誌連載「経営に活かす法律の知恵袋」でお馴染みの井上法律事務所所長、井上清成弁護士にペイシエントハラスメント対策について講演して頂いた。



井上法律事務所 所長、弁護士 井上 清成氏



挨拶



原田 義昭氏「日本の医療の未来を考える会」最高顧問（元環境大臣、弁護士）

10月4日は自由民主党の総裁選が行われます。今回の総裁選の非常に珍しい点は、少数与党の状況下で行われるという事です。野党の影響がどの様に出るか、注目される所であります。他党との連立や国会運営の在り方等も議論されていますが、日本の政治の新たな出発点となる事を期待したいと思います。



東 国幹氏「日本の医療の未来を考える会」国会議員団代表（衆議院議員、財務大臣政務官）

私が若かった昭和のバブル経済期は、ハラスメントが有っても「それを乗り越えて一人前」と美談の1つに扱われていました。しかし、最近は顧客や患者の権利意識が高まり、ハラスメントも社会問題になっていきます。病院として何をすべきかを、本日の講演で学びたいと思います。

続きを読むには購読が必要です



詳しくはホームページをご覧ください